

健康・医療戦略に係る 国土交通省の主な取組

平成28年6月13日

健康・医療戦略に係る国土交通省の主な取組

- | | | |
|-------------------------|-----|---|
| 1. 「スマートウェルネス住宅・シティ」の展開 | ・・・ | 2 |
| 2. 既存住宅・リフォーム市場の活性化 | ・・・ | 3 |
| 3. ヘルスケアリートの活用 | ・・・ | 4 |
| 4. コンパクト・プラス・ネットワークの推進 | ・・・ | 5 |

健康・医療戦略に係る国土交通省の主な取組

(2) 健康・医療に関する新産業創出及び国際展開の促進等に関する施策 4) その他健康長寿社会の形成に資する施策

1. 「スマートウェルネス住宅・シティ」の展開

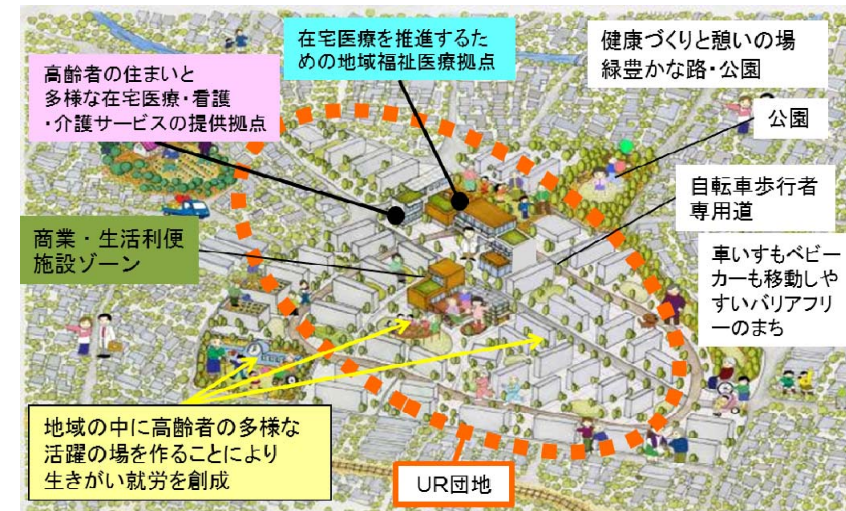
1. 平成27年度における取組

- 安心・健康・省エネでバリアフリーにも配慮した、歩いて暮らせるまちづくり「スマートウェルネス住宅・シティ」の推進に向けた取組を実施。

2. 主要な成果

- サービス付き高齢者向け住宅の整備、住宅団地等における福祉施設の整備等に対する支援を実施。
- 公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化を図るため、大規模団地において、地域の居住機能を再生する取組を支援。UR賃貸住宅団地において、平成27年度までに47団地(平成26年度は23団地、27年度は24団地)で地域医療福祉拠点形成に着手。
- 住宅の省エネ化及び木材利用の促進を図るため、省エネ性能や耐久性等に優れた木造住宅・建築物に対する支援を実施。

【UR団地の医療福祉拠点の形成のイメージ】



< 柏市豊四季台地域高齢社会総合研究会の資料を基に国土交通省作成 >

3. 今後の取組方針

- 住宅のバリアフリー化やヒートショック(※1)対策を推進するとともに、高齢者向けの住まいや多様な住宅関連サービスのあり方を示した「新たな高齢者向け住宅のガイドライン」を検討。サービス付き高齢者向け住宅等の整備に対する支援を引き続き実施。
- 公的賃貸住宅団地の建替え等の適切な実施と、その機会をとらえた高齢者世帯等の支援に資する施設等の地域の拠点の形成による地域コミュニティと利便性の向上を促進(引き続き、地域の居住機能を再生する取組を支援、UR賃貸住宅団地においては、平成28年度、新たに20団地程度の着手を予定。(※2))
- 住宅の省エネ化及び木材利用の促進を図るため、引き続き、支援を行う。

(※1)ヒートショック...身体の急激な温度変化で起こるショック症状

(※2)新たな住生活基本計画の成果指標として、平成37年度までに150団地程度の拠点化することを位置付け

- (2) 健康・医療に関する新産業創出及び国際展開の促進等に関する施策
- 4) その他健康長寿社会の形成に資する施策

2. 既存住宅・リフォーム市場の活性化

1. 平成27年度における取組

- 高齢者が、適切な住宅の資産評価のもと、自宅に住み続けながらリフォームを行い、又は高齢期にふさわしい住宅への住み替えの促進を図るため、既存住宅の評価手法の見直し、既存住宅の長期優良住宅化等の取組を推進し、既存住宅・リフォーム市場の活性化を促進した。

2. 主要な成果

- 既存住宅・リフォーム市場活性化に向けて、「既存住宅市場活性化ラウンドテーブル」を開催。(平成27年11月)
- 個々の住宅の状態等を適切に建物評価に反映するため、鑑定評価における留意点を策定。
宅地建物取引業者が価格査定に用いる既存住宅価格査定マニュアルを改訂。(平成27年7月)
- 不動産総合データベースの試行運用等を通じて安心して取引できる環境を整備。(試行運用期間:平成27年6月～29年3月(予定))
- 長期優良住宅化リフォーム推進事業を実施するとともに、増改築に係る長期優良住宅の認定基準を策定。

3. 今後の取組方針

- 既存住宅の資産価値を評価する流通・金融等の仕組みづくりへの支援を行うとともに、品質と商品としての魅力を兼ね備えた「プレミアム既存住宅(仮称)」の登録制度を創設。
- 宅地建物取引業法を改正し、重要事項説明に建物状況調査(インスペクション)の実施の有無等を位置づけ。(平成28年通常国会にて成立)
- ヒートショック防止(※)等の健康増進・魅力あるデザイン等の投資意欲が刺激され、あるいは効果が実感できるようなリフォームの促進
- 長期優良住宅化リフォーム推進事業の実施や、増改築に係る長期優良住宅認定制度の普及等を通じ、既存住宅の長期優良化を促進する。

インスペクションのイメージ



水平器による柱の傾きの計測



クラックスケールによる基礎のひび割れ幅の計測

(※)ヒートショック...身体の急激な温度変化で起こるショック症状

健康・医療戦略に係る国土交通省の主な取組

- (2) 健康・医療に関する新産業創出及び国際展開の促進等に関する施策
- 4) その他健康長寿社会の形成に資する施策

3. ヘルスケアリートの活用

1. 平成27年度における取組

- 平成26年6月に策定した「高齢者向け住宅等を対象とするヘルスケアリートの活用に係るガイドライン」に続いて、平成27年6月に「病院不動産を対象とするリートに係るガイドライン」を策定した。
さらに、ヘルスケアリートの普及・啓発を図るため、関係省庁、業界団体等と連携して主要都市においてヘルスケア事業者向けのセミナーを開催した。

【平成27年度ヘルスケアリートセミナーの概要】

- 開催地: 東京、仙台、大阪、名古屋 (計 4回 実施)
- 説明者: 国土交通省(ガイドラインの概要、高齢者向け住宅関連制度の概要)
ヘルスケアリート運用会社(ヘルスケアリートの特徴等)
ヘルスケアリート保有施設のオペレータ(ヘルスケアリート活用のメリット等)
- 参加者: ヘルスケア事業者(介護事業者、医療法人等)
建設会社等

2. 主要な成果

- 平成28年3月現在、ヘルスケアリートが3銘柄上場している。

3. 今後の取組方針

- 引き続き関係省庁、業界団体等と連携してヘルスケアリートセミナーを開催し、ヘルスケアリートの普及・促進に努める。
- 病院不動産については、まだヘルスケアリートの活用事例がないことから、病院・医療関係者にリートについて更に理解いただくよう取り組む。

【ヘルスケアリートの設立状況】

投資法人	日本ヘルスケア投資法人	ヘルスケア&メディカル投資法人	ジャパン・シニアリビング投資法人
保有状況	有料老人ホーム21棟 (186億円)	有料老人ホーム16棟 サ高住2棟 (250億円)	有料老人ホーム13棟 サ高住1棟 (280億円)
上場日	平成26年11月5日	平成27年3月19日	平成27年7月29日

健康・医療戦略に係る国土交通省の主な取組

(2) 健康・医療に関する新産業創出及び国際展開の促進等に関する施策 4) その他健康長寿社会の形成に資する施策

4. コンパクト・プラス・ネットワークの推進

1. 平成27年度における取組

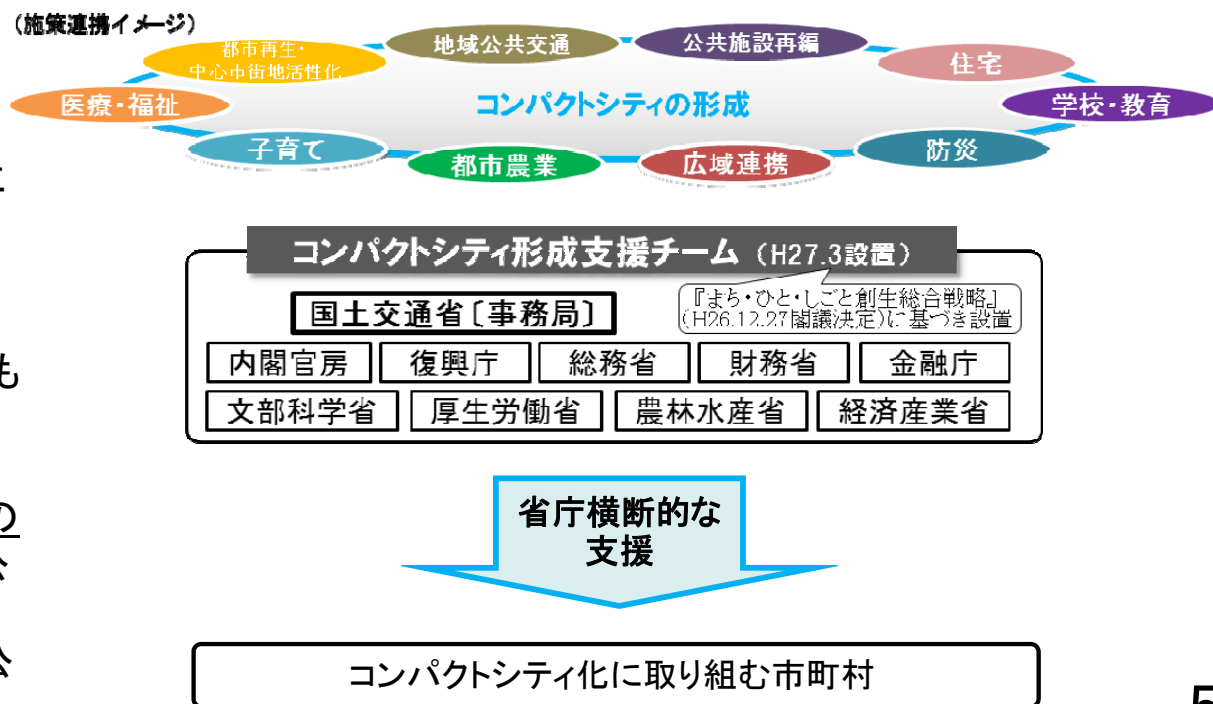
- 都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成に向けた地方公共団体の取組が医療・福祉、公共施設再編などのまちづくりに関わる様々な関係政策と連携した総合的な取組となるよう、平成27年3月に設置した関係10省庁で構成する「コンパクトシティ形成支援チーム」の枠組を活用し支援を行った。

2. 主要な成果

- 「コンパクトシティ形成支援チーム」により、市町村からの相談への対応や課題・ニーズの吸い上げをワンストップで行い、寄せられた課題等を関係省庁で共有し、必要な支援施策について検討を進め、これらの検討状況や今後の取組内容について取りまとめ、関係省庁の支援措置を一覧できる支援施策集を市町村に情報提供するなど、可能なものから順次実施した。

3. 今後の取組方針

- 平成32年までに立地適正化計画が全国150市町村で策定されることを目標に、引き続き、「コンパクトシティ形成支援チーム」の取組等を通じ、自治体を総合的に支援していく。特に、モデル都市の形成等により、ノウハウの蓄積・横展開を図り、コンパクトシティの取組の裾野を拡大する。また、健康面等の指標を開発・提供することで、市町村による取組の効果検証を促すとともに、関係省庁がモニタリングできるようにし、支援メニューの充実を図る。
- 加えて、ビッグデータ解析等を通じ、ユーザー目線での最適な施設配置の計画手法等を開発するとともに、公共交通の利便性向上を進める。併せて、バリアフリー化を推進するとともに、健康・医療分野を含め、地域公共交通の多面的な効果についての周知・普及を図る。



健康・医療戦略に係る国土交通省の主な取組について (参考資料)

1.	「スマートウェルネス住宅・シティ」の展開	・・・	7
2.	既存住宅・リフォーム市場の活性化	・・・	12
3.	ヘルスケアリートの活用	・・・	17
4.	コンパクト・プラス・ネットワークの推進	・・・	19

1. 「スマートウェルネス住宅・シティ」の展開

スマートウェルネス住宅等推進事業の概要

- 高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる住環境（スマートウェルネス住宅）を実現するため、**サービス付き高齢者向け住宅の整備**、高齢者生活支援施設や子育て支援施設等の**福祉施設の整備**及び**先導的な取組**を**支援**。

事業内容

① サービス付き高齢者向け住宅整備事業

- サービス付き高齢者向け住宅の供給の加速や多様な居住ニーズに応じた整備の推進を図るため、平成27年度補正予算に引き続き、**住宅や宿泊機能を伴う地域のサービス拠点となる併設施設に係る補助を拡充**するとともに、立地適正化等を推進するため、**市町村のまちづくりに即したものに支援を重点化（市町村への意見聴取の義務化）**。

補助率：新築 1 / 10、改修 1 / 3

【補助の拡充内容】

- 住戸面積 30㎡等確保した夫婦向けのサ高住に係る住宅の補助限度額引き上げ (100万円/戸⇒135万円/戸)
- 既存ストックを改修するサ高住に係る住宅の補助限度額引き上げ (100万円/戸⇒150万円/戸)
- 上記以外のサ高住に係る住宅の補助限度額引き上げ (100万円/戸⇒120万円/戸)
- 地域のサービス拠点を併設するサ高住に係る施設の補助限度額引き上げ (1,000万円/施設⇒1,200万円/施設)

② スマートウェルネス拠点整備事業

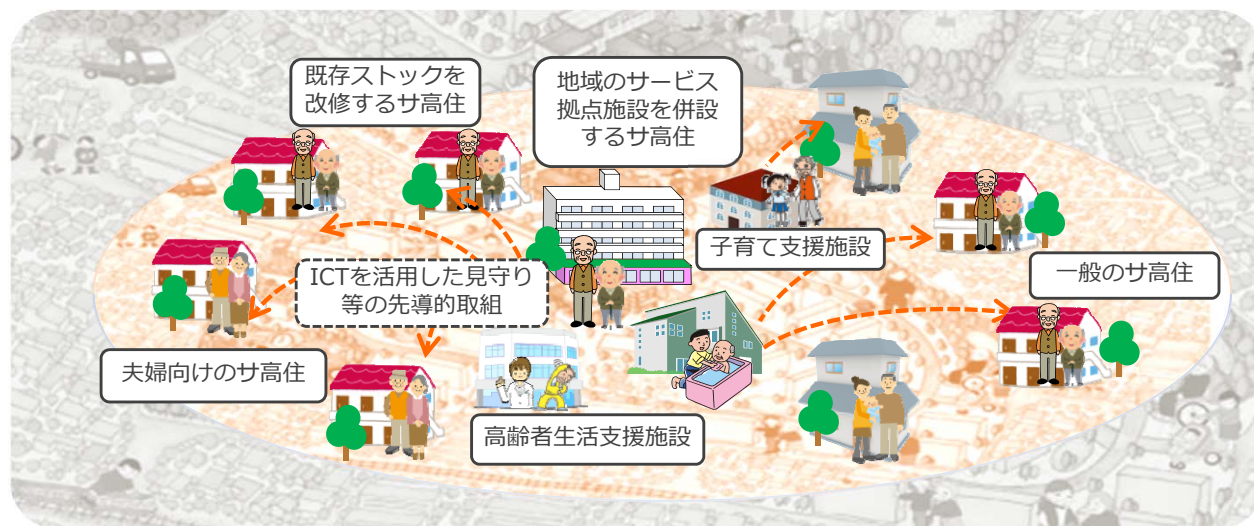
- 住宅団地等における**福祉施設**の整備促進のため、**整備費**に対して**支援**を実施。

補助率：1 / 3 補助限度額：1,000万円/施設
対象施設：高齢者生活支援施設、障害者福祉施設、子育て支援施設

③ スマートウェルネス住宅等推進モデル事業

- 高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する**先導的な事業**として選定されるものに対して**支援**を実施。

〔建設工事費〕補助率：新築 1 / 10、改修 2 / 3
〔技術の検証等に係る費用〕補助率：2 / 3



地域居住機能再生推進事業

現状・課題

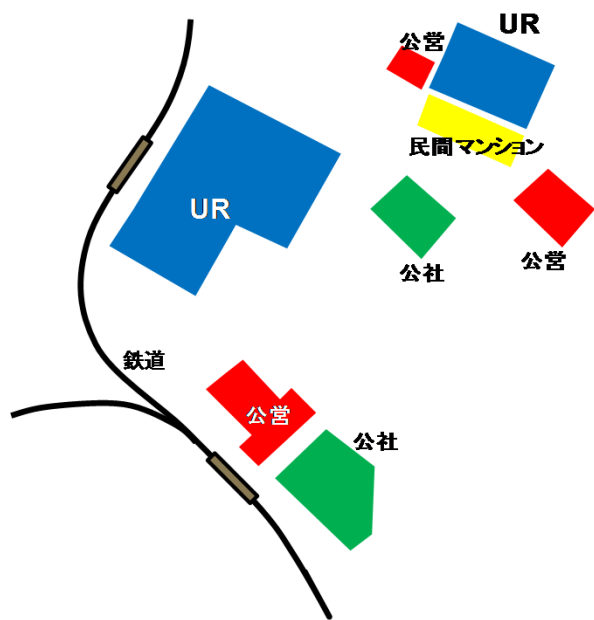
- 高齢化が急速に進展する地域における公的賃貸住宅団地の老朽化、生活サービス機能の不足
- 大規模団地の再生を通じて、周辺の市街地も含めた地域全体の再編を図る必要性

事業目的

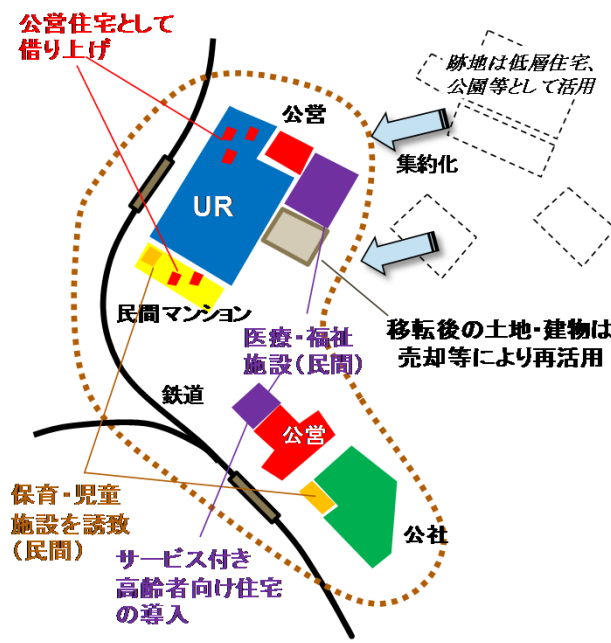
- 大規模な公的賃貸住宅団地を含む高齢化の著しい地域において、多様な主体の連携・協働により、居住機能の集約化等とあわせた子育て支援施設や福祉施設等の整備を進め、地域の居住機能を再生する取組みを総合的に支援する。

地域居住機能の再生のイメージ

各事業主体ごとの対応



関係者による協議会の事業調整を通じた一体的整備



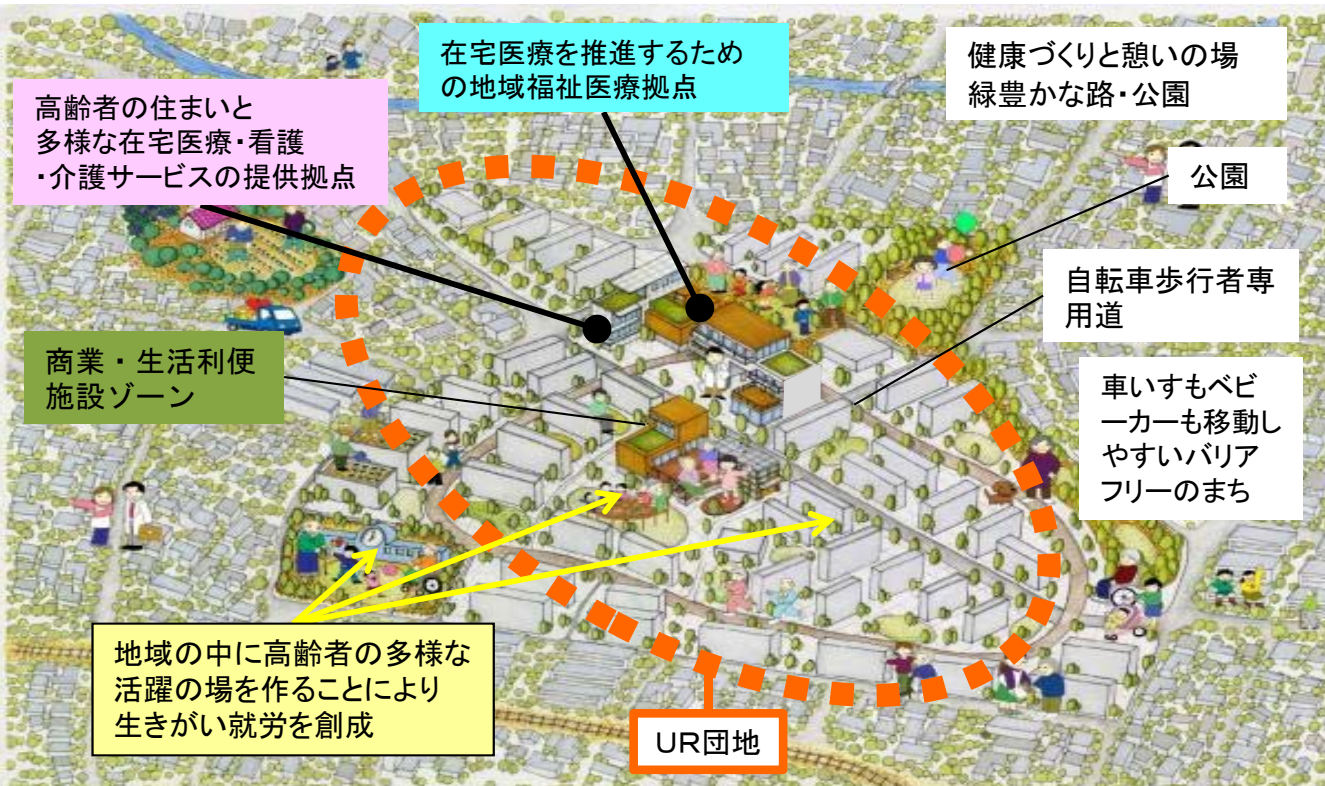
- 居住機能の集約化とあわせて大規模団地等の地域居住機能を再生
- 多様な主体の協働による事業実施
- 高齢者世帯・子育て世帯向けの施設や交流機能等を導入

UR団地の地域医療福祉拠点化

UR団地の再編等に併せ、医療福祉施設等の誘致を推進し、団地周辺地域も含めた地域の医療福祉拠点の形成を図る。

- <今後の目標> 平成32年度までに100団地程度で拠点形成
- <取組の状況> 47団地で拠点形成に着手済(平成28年1月28日現在)
(平成26年度は23団地で着手済。平成27年度は24団地で着手済)

[医療福祉拠点の形成のイメージ]



<柏市豊四季台地域高齢社会総合研究会の資料を基に国土交通省作成>

■ 拠点化に向けた取り組み

- ① 地方公共団体等との連携体制の構築、整備方針の策定
- ② 医療福祉施設の団地等への立地
- ③ 高齢者向け住宅の供給、バリアフリー化等の居住環境の整備

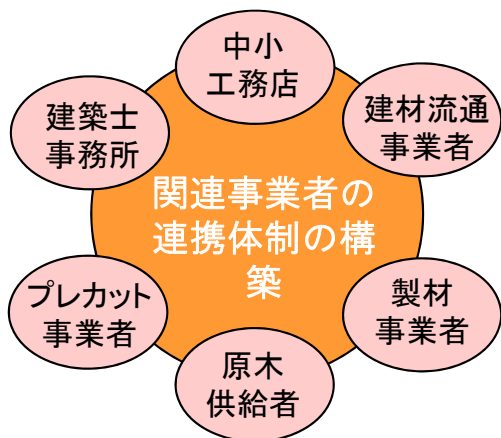
医療福祉拠点形成に取り組んでいる47団地(H28.1.28現在)

首都圏	東京都	高島平(板橋区)、豊島五丁目(北区)、大谷田一丁目(足立区)、多摩NT諏訪、多摩NT永山、多摩NT貝取、多摩NT豊ヶ丘(多摩市)、館ヶ丘、グリーンヒル寺田(八王子市)、多摩平の森(日野市)、ひばりが丘パークヒルズ(西東京市・東久留米市)
	千葉県	千葉幸町、花見川、千草台(千葉市)、アートヒル高根台(船橋市)、コンフォール柏豊四季台(柏市)
	神奈川県	奈良北、公田町(横浜市)、相模台(相模原市)、コンフォール茅ヶ崎浜見平(茅ヶ崎市)
	埼玉県	武里(春日部市)、みさと(三郷市)、西大和(和光市)、コンフォール松原(草加市)、原市、尾山台、西上尾第一、西上尾第二(上尾市)
近畿圏	大阪府	新千里西町(豊中市)、森ノ宮、森ノ宮第2(大阪市)、金剛(富田林市)
	京都府	男山(八幡市)
	兵庫県	花山東、有野(神戸市)
中部・九州	奈良県	奈良学園前・鶴舞、富雄(奈良市)
	愛知県	豊明(豊明市)、アーバンラフレ鳴子(名古屋市)、岩倉(岩倉市)、藤山台、岩成台、高森台、中央台(春日井市)
	福岡県	徳力、志徳(北九州市)、日の里(宗像市)

地域型住宅グリーン化事業

地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの連携体制による、省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅・建築物の整備や、これと併せて行う三世代同居への対応等に対して支援を行う。

グループの構築

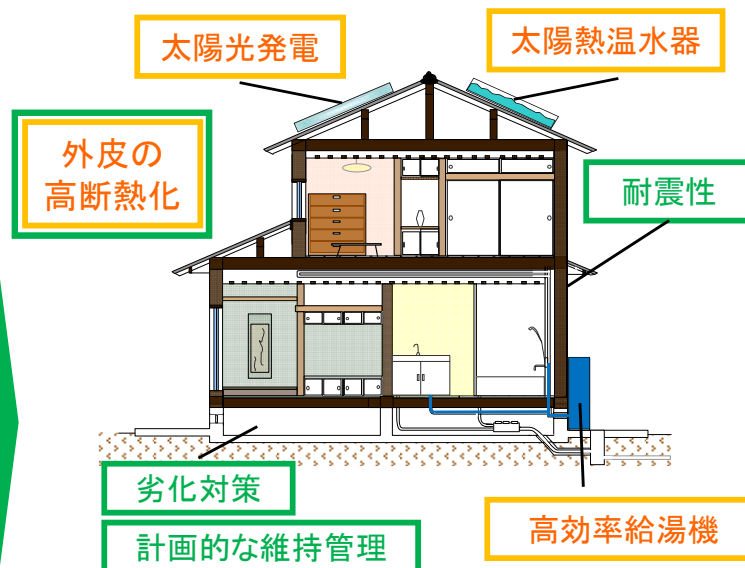


共通ルールの設定

- 地域型住宅の規格・仕様
- 資材の供給・加工・利用
- 積算、施工方法
- 維持管理方法
- その他、グループの取組

地域型住宅・建築物の整備

・補助対象(住宅)のイメージ



長寿命型

補助限度額

長期優良住宅

100万円/戸

高度省エネ型

認定低炭素住宅

100万円/戸

性能向上計画認定住宅※

100万円/戸

ゼロ・エネルギー住宅

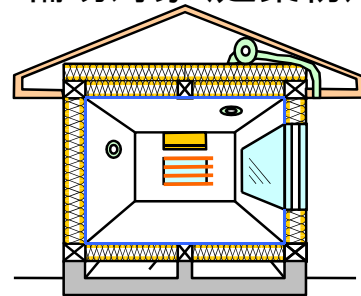
165万円/戸

※ 「建築物省エネ法」に基づいて省エネ性能が通常より高いと認定された住宅

地域材加算・・・主要構造材（柱・梁・桁・土台）の過半に地域材を使用する場合、20万円/戸を限度に補助を加算

三世代同居加算・・・キッチン、浴室、トイレ又は玄関のうちいずれか2つ以上を住宅内に複数箇所設置する場合、30万円/戸を限度に補助を加算

・補助対象(建築物)のイメージ



優良建築物型

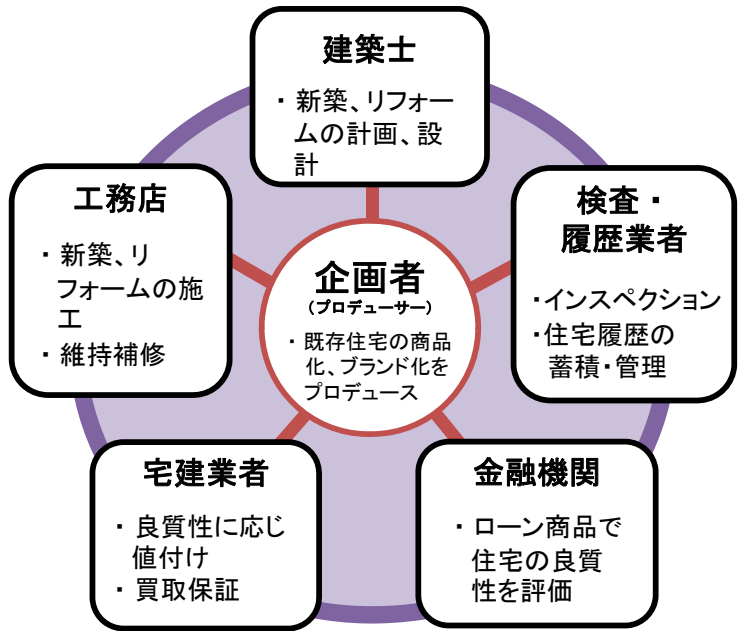
認定低炭素建築物など一定

の良質な建築物 1万円/平米(床面積)

2. 既存住宅・リフォーム市場の活性化

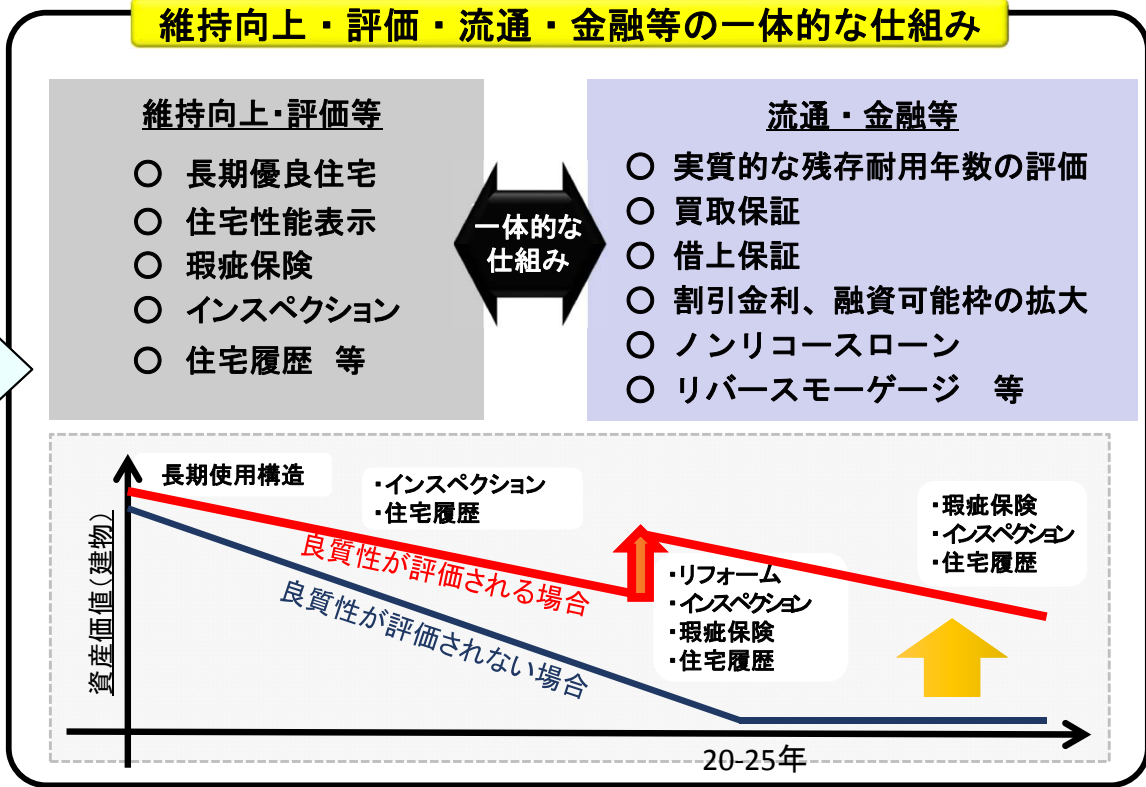
- 既存住宅の質と資産価値を一体的に評価するモデル的な取組みに対し支援を行う事業を新たに創設。
- 具体的には、既存住宅の商品化・ブランド化をプロデュースする企画者を中心に、良質な住宅を供給する建築士や住宅事業者、品質をチェックする検査事業者や保険法人、資産価値を評価する鑑定士や金融機関等が連携した取組みを想定。

1. 事業概要



(関係主体が連携した協議会)

開発普及



2. 補助対象

- ① 仕組みの検討・開発・普及経費 (定額)
- ② インスペクション、住宅履歴、瑕疵保険、維持管理計画の作成経費 (定額) ※ ①は1事業あたり上限2000万円
- ③ 質の向上のための工事費 (仕組みにおいて評価の対象となる部分に限る) (1/3) ※ ②③は合計で1戸あたり上限100万円

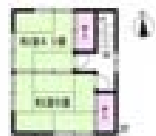
質と魅力を備えた既存住宅の市場流通の促進

- 市場で評価される既存住宅にする、既存住宅でも安心という評価に変える
- 消費者に既存住宅の魅力を効果的に訴求する取り組みを行う
- 住生活産業を成長させ、商品力に磨きをかける

今までの既存住宅

- ・住宅の質そのものがよくない、見た目もよくない
- ・消費者に訴求されるPR方法になっていない

(既存住宅を紹介しているwebサイト (イメージ))



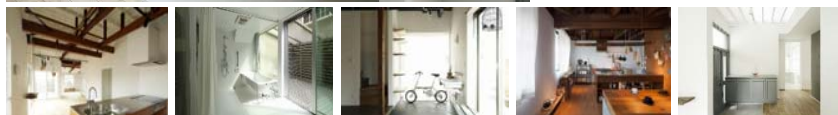
これからの既存住宅

プレミアム既存住宅(仮称)

- ・良質で魅力的なものにする、資産として価値のある住宅にする
- ・消費者に効果的に訴求するPR方法にする
- ・住宅瑕疵保険等を活用して品質を確保する



土地 / 000.00㎡ (00.0坪)
建物 / 000.00㎡ (00.0坪)



内外装リフォーム済

インスペクション済

瑕疵担保保険
加入済

3つの「変える」=“評価”を変える、“流通”を変える、“産業・市場”を変える

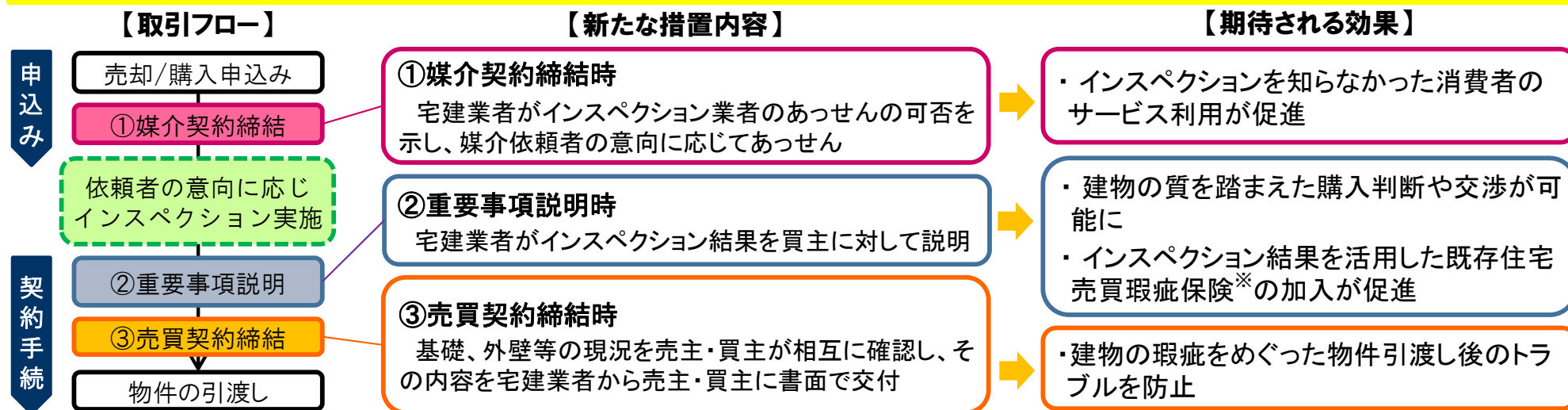
背景

- 我が国の既存住宅流通シェアは、欧米諸国(約70~90%)と比較して極めて低い水準(14.7%)。
- 既存住宅の流通促進は、既存住宅市場の拡大による経済効果、ライフステージに応じた住替え等による豊かな住生活の実現等、大きな意義がある。

1. 既存建物取引時の情報提供の充実

- 既存建物取引時に、購入者は、住宅の質に対する不安を抱えている。
- 一方で、既存建物は個人間で売買されることが多く、一般消費者である売主に広く情報提供や瑕疵担保の責任を負わせることは困難。

不動産取引のプロである宅建業者が、専門家による建物状況調査(インスペクション)*の活用を促すことで、売主・買主が安心して取引ができる市場環境を整備



※ 建物状況調査(インスペクション)

⇒ 建物の基礎、外壁等に生じているひび割れ、雨漏り等の劣化事象・不具合事象の状況を目視、計測等により調査するもの。

※ 既存住宅売買瑕疵保険

⇒ 既存住宅に瑕疵があった場合に修補費用等を保証する保険。水平器による柱の傾きの計測



クラックスケールによる基礎のひび割れ幅の計測

○成果指標

- ・既存住宅流通の市場規模
4兆円(H25) ⇒ **8兆円(H37)**
- ・インスペクションを受けた既存住宅売買瑕疵保険の加入割合
5%(H26) ⇒ **20%(H37)**

2. 不動産取引により損害を被った消費者の確実な救済

不動産取引により損害を被った消費者を確実に救済するため、営業保証金・弁済業務保証金による弁済の対象者から宅地建物取引業者を除外。

3. 宅地建物取引業者の団体による研修

業界団体に対し、従業者への体系的な研修を実施するよう努力義務を課す。

既存住宅の長寿命化に資するリフォームの取組みに対して支援を行うとともに、子育てしやすい環境整備を図るため、三世帯同居を実現に資するリフォームに対する支援を行う。

事業概要

消費者の不安を解消するインスペクションや維持保全計画・履歴の作成の取組みを行うことを前提に、長寿命化に資するリフォームの先進的な取組み及び三世帯同居を実現するキッチン・浴室・トイレ等の増設工事に対し支援を行う。

【補助率】1/3 【限度額】 長寿命化に資する工事を実施する場合 :100万円/戸
(三世帯同居改修工事を実施する場合 :150万円/戸) 等

※ 三世帯同居改修工事については50万円/戸を上限

○インスペクションの実施

○維持保全計画・履歴の作成

○性能の向上

- ・耐震性
- ・省エネルギー性
- ・劣化対策
- ・維持管理・更新の容易性

等

○三世帯同居改修

省エネルギー性



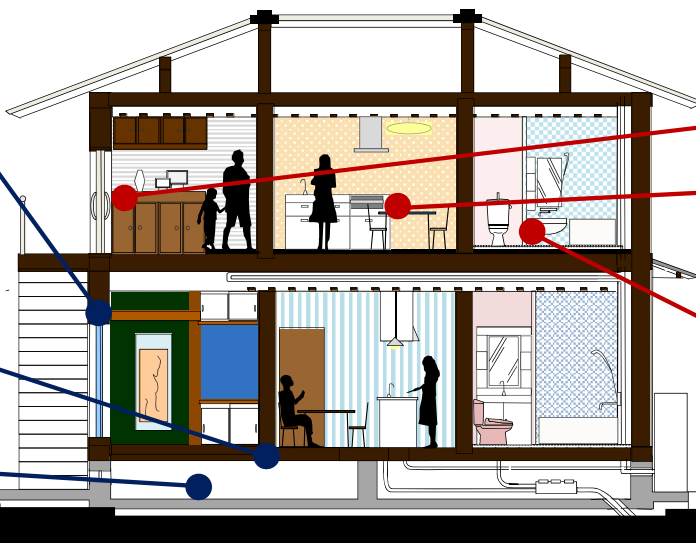
例) 外壁の断熱

耐震性

例) 軸組等の補強

劣化対策

例) 床下防湿・防蟻措置



三世帯同居改修工事

キッチン・浴室・トイレ・玄関の増設



キッチンの増設



玄関(外階段)の増設



トイレ・浴室の増設

※ 三世帯同居改修工事については、工事完了後に、キッチン・浴室・トイレ・玄関のうちいずれか2つ以上が複数か所あることが要件

効果

○ 住宅ストックの質の向上、長寿命化

○ リフォーム市場の活性化と既存住宅の流通促進

○ 三世帯同居の推進

3. ヘルスケアリートの活用

ヘルスケアリートのガイドライン策定について

1. 背景

- 高齢化の進展に伴うヘルスケア施設の供給や病院の耐震化等に対するニーズが拡大
- 政府が主導してヘルスケアリート創設のための環境を整備
 - ・民間資金の活用を図るため、ヘルスケアリートの活用に向け、高齢者向け住宅等の取得・運用に関するガイドラインの整備、普及啓発等（日本再興戦略-JAPAN is BACK-、平成25年6月14日閣議決定）
 - ・高齢者向け住宅及び病院（自治体病院を含む）等を対象とするヘルスケアリートの活用に関して、ガイドラインの策定等の環境整備を平成26年度中に行う（産業競争力の強化に関する実行計画（平成26年1月24日閣議決定）等

2. ヘルスケアリートに関するガイドラインの策定

- 民間事業者に新たな資金調達手法をより適切に提供できるよう、リートの資産運用会社が整備すべき組織体制や留意すべき事項をガイドラインとして策定

① 高齢者向け住宅等を対象とするヘルスケアリートの活用に係るガイドライン

（平成26年6月27日策定、同年7月1日適用開始）

○ 適用対象

- ・サービス付き高齢者向け住宅
- ・有料老人ホーム
- ・認知症高齢者グループホーム

○ 資産運用会社が整備すべき組織体制（認可要件）

- ・ヘルスケア施設の事業特性を十分に理解している者を配置又は関与させること。

○ ヘルスケア施設の取引に際し留意すべき事項

- ・利用者への配慮事項 等

② 病院不動産を対象とするリートの活用に係るガイドライン

（平成27年6月26日策定、同年7月1日適用開始）

○ 適用対象

- ・病院（許可病床数20床以上）

○ 資産運用会社が整備すべき組織体制（認可要件）

- ・病院の事業特性等を十分に理解し、病院関係者と調整を行うことができる専門的な能力を有する者を配置又は関与させること。

○ 病院関係者との信頼関係の構築等

- ・病院関係者との信頼関係の構築
- ・医療法等の規定及びこれに関連する通知の遵守 等

4. コンパクト・プラス・ネットワークの推進

コンパクト・プラス・ネットワークのねらい

○都市のコンパクト化は、居住や都市機能の集積による「密度の経済」の発揮を通じて、**住民の生活利便性の維持・向上**、サービス産業の生産性向上による**地域経済の活性化**、行政サービスの効率化等による**行政コストの削減**などの**具体的な行政目的を実現するための有効な政策手段**。

都市が抱える課題

都市を取り巻く状況

- **人口減少・高齢者の増加**
- **拡散した市街地**



■ 都市の生活を支える機能の低下

- 医療・福祉・商業等の生活サービスの維持が困難に
- 公共交通ネットワークの縮小・サービス水準の低下

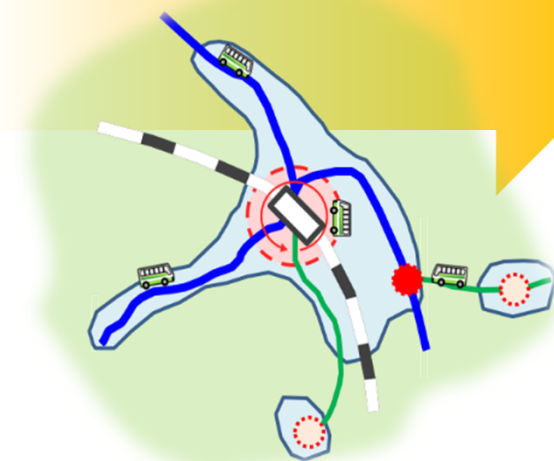
■ 地域経済の衰退

- 地域の産業の停滞、企業の撤退
- 中心市街地の衰退、低未利用地や空き店舗の増加

■ 厳しい財政状況

- 社会保障費の増加
- インフラの老朽化への対応

コンパクトシティ
生活サービス機能と居住を集約・誘導し、人口を集積
+
ネットワーク
まちづくりと連携した公共交通ネットワークの再構築



中心拠点や生活拠点が利便性の高い公共交通で結ばれた多極ネットワーク型コンパクトシティ

コンパクトシティ化による効果の例

生活利便性の維持・向上等

- 生活サービス機能の維持
- 生活サービス施設へのアクセス確保など利用環境の向上
- 高齢者の社会参画
- ➡ 高齢者や子育て世代が安心・快適に生活できる都市環境

地域経済の活性化

- サービス産業の生産性向上、投資誘発
- 外出機会・滞在時間の増加による消費拡大
- ➡ ビジネス環境の維持・向上により地域の「稼ぐ力」に寄与

行政コストの削減等

- インフラの維持管理の合理化
- 行政サービスの効率化
- 地価の維持・固定資産税収の確保
- 健康増進による社会保障費の抑制
- ➡ 財政面でも持続可能な都市経営

地球環境への負荷の低減

- エネルギーの効率的利用
- CO2排出量の削減
- ➡ 低炭素型の都市構造の実現

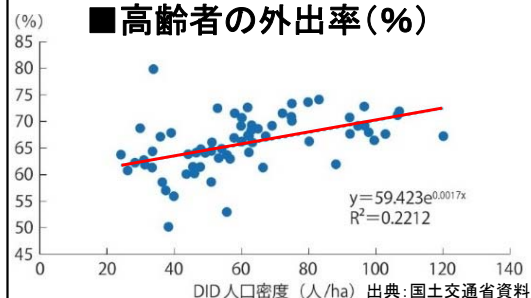
コンパクト・プラス・ネットワークによる効果例

○コンパクト・プラス・ネットワークによる「密度の経済」の発揮、「歩いて暮らせるまち」の形成により、**健康の増進、サービス産業の生産性向上**、等の効果が見込まれる。

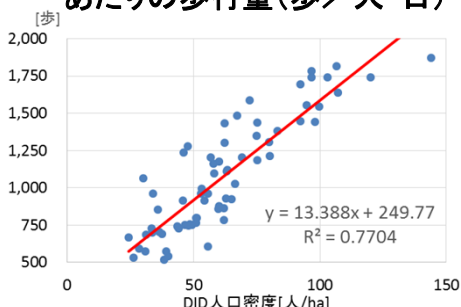
例：健康・医療・福祉

- ・都市の集約化により、居住地と拠点地区が近接
- ・徒歩、公共交通による外出、移動機会が増大
- ➡ **健康な市民の増加や医療費の抑制**

■高齢者の外出率(%)



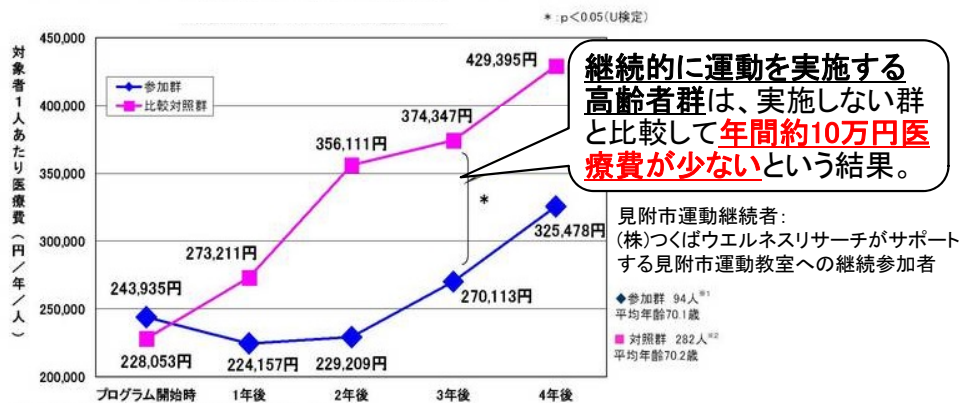
■移動行動における一日一人あたりの歩行量(歩/人・日)



人口密度が高いほど、歩行量が多く、高齢者の外出率が高い傾向

出典：「健康増進のための歩行量実態調査とその行動群別特性分析への応用(筑波大学谷口教授ほか)」、H22全国都市交通特性調査データをもとに国土交通省作成

■見附市運動経験者一人あたりの医療費の推移

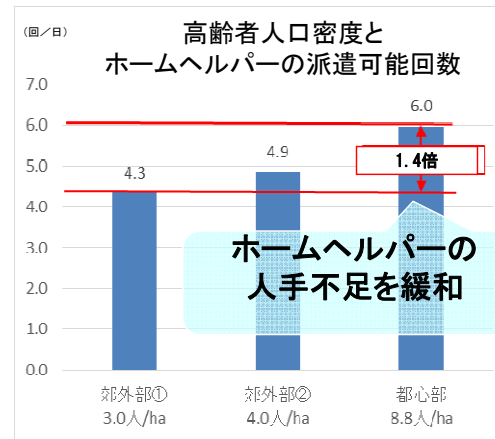


例：訪問介護

- ・都市の集約化により、まちなかへの人口集積と介護事業所の立地を誘導
- ➡ **時間あたりのサービス提供件数の増加や移動コストの減少により生産性が向上**

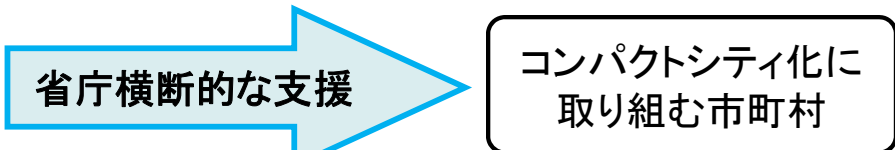
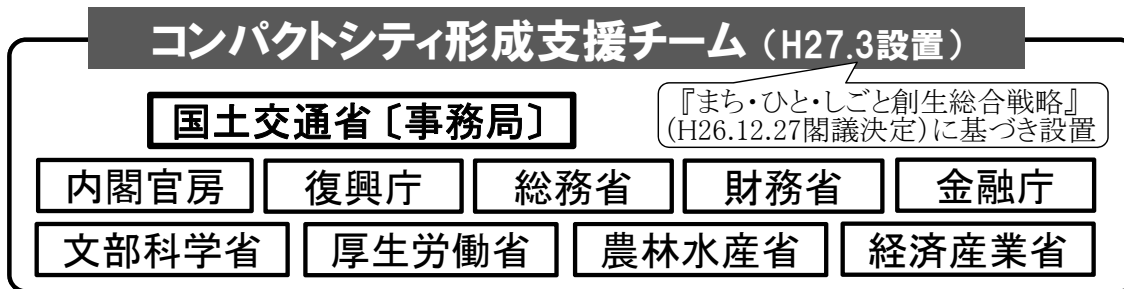
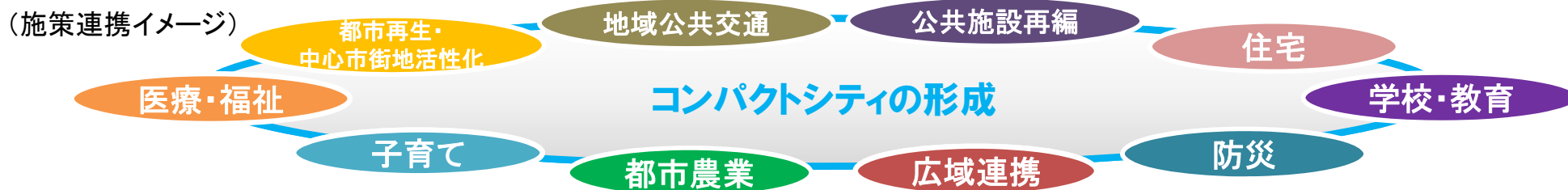
■ホームヘルパー1人当たりのサービス提供量が4割増加

(※富山市モデルをもとに試算)



コンパクトシティ形成支援チームによる省庁横断的な支援

- コンパクトシティの推進に当たっては、医療・福祉、地域公共交通、公共施設再編、中心市街地活性化などの**まちづくりと密接に関係する様々な施策と連携し、整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的な取組として進めていくことが重要。**
- このため、まちづくりの主体である市町村において施策間連携による効果的な計画が作成されるよう、関係10省庁で構成する「コンパクトシティ形成支援チーム」を通じ、**市町村の取組を省庁横断的に支援。**



（支援チームの主な取組）

現場ニーズに即した支援施策の充実

- 市町村との意見交換会等を通じ、**施策連携に係る課題・ニーズを把握**
- 関係省庁において**関係施策が連携した支援施策**を具体的に検討し、**制度改正・予算要求等に反映**

→ “横串”の視点での
施策間連携を促進

モデル都市の形成・横展開

- 他の市町村のモデルとなる都市の計画作成を関係省庁が連携して**重点的にコンサルティング**
- 人口規模やまちづくりの重点テーマ別に**類型化し、横展開**

→ 具体的な効果・事例を
目に見える形で提示

取組成果の「見える化」

- コンパクトシティ化に係る**評価指標**（経済財政面・健康面など）を**開発・提供**し、市町村における**目標設定等を支援**
- 市町村の取組の進捗や課題を**関係省庁が継続的にモニタリング・検証**

→ コンパクトシティの
取組の実効性を確保

スマート・プランニングの推進

例えば...

- ◆ 公共施設(公民館、図書館等)、子育て施設、高齢者施設等の再編立地を検討する場合
- ◆ 民間施設(商業施設、医療施設等)の立地誘導を検討する場合

これまで

- メッシュ単位で定住人口や施設配置、遊休地などを把握
- ⇒ 静的都市分析に基づく立地検討



メッシュ内のどこが最適かまでは特定できない。
⇒ 公共施設はメッシュ内の公共団体保有地に、民間施設の立地は事業者判断に。

スマート・プランニング

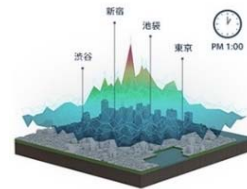
○スマートフォンのGPSの軌跡を活用して「個人の移動特性」を把握

パーソントリップ調査
+ プローブ調査



○ビッグデータをもとに各エリアの「時間ごとの滞留量・移動量」を把握

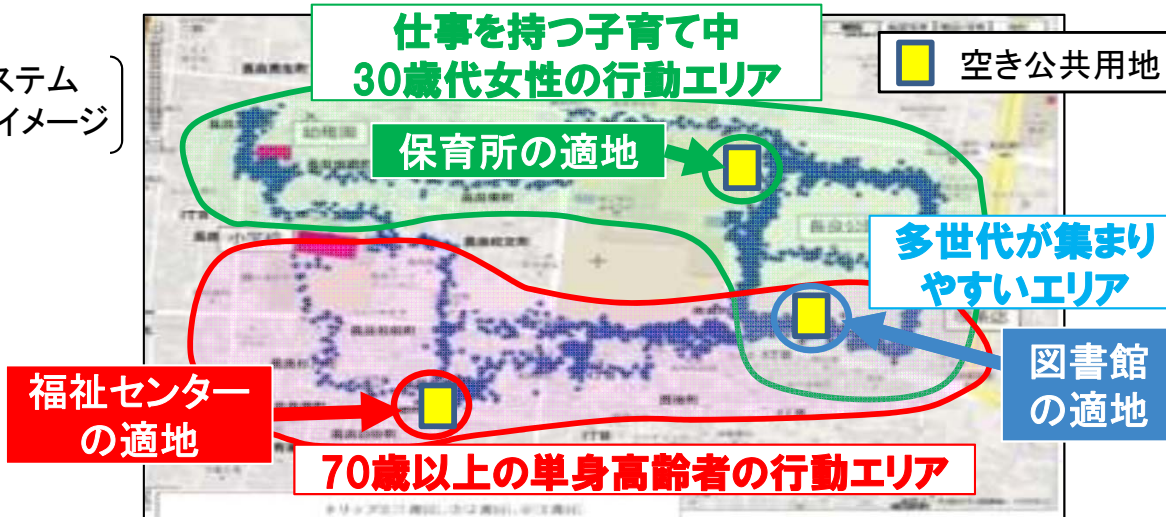
携帯基地局
データ調査等



人の属性ごとの「行動データ」をもとに、利用者の利便性、事業者の事業活動を同時に最適化する施設立地が可能に

- 利便性が高い立地への公共施設の再編により、各施設の利用効率を向上
- 民間事業者の投資判断を支え、生産性を最大化する立地への誘導

〔システム
活用イメージ〕



【ロードマップ】

28年度：都市計画等DBの構築、行動データ等の分析ツールの開発
29年度～：システムの公開・運用開始

バリアフリーの進捗状況と目標

・バリアフリー法や交通政策基本計画等に基づき、2020年度までに1日の利用客数3,000人以上の旅客施設を100%バリアフリー化することなどを数値目標としており、その着実な達成に向けて取組みを推進中。

		全国現状 (2014年度末)	全国目標 (2020年度末)
鉄道	鉄軌道駅	85% (92%) ※	原則100%
	ホームドア	55路線 615駅	約800駅
	鉄軌道車両	62%	約70%
バス	バスターミナル	84%※	原則100%
	ノンステップバス	47%	約70%
	リフト付きバス等	6%	約25%
船舶	旅客船ターミナル	100%※	原則100%
	旅客船	32%	約50%
航空	航空旅客ターミナル	85%※	原則100%
タクシー	福祉タクシー車両	14,644台	約28,000台

※段差解消済みの施設の比率。鉄軌道駅の「()」内は移動円滑化基準第4条に適合していないが、段差を解消している駅を含めた数値。

		全国現状 (2013年度末)	全国目標 (2020年度末)
道路	特定道路	83%	原則100%
都市公園	園路及び広場	49%	約60%
	駐車場	44%	約60%
	便所	34%	約45%
路外駐車場	特定路外駐車場	54%	約70%
建築物	特別特定建築物	54%	約60%